

税の申告がはじまります

生涯学習センター(旧七夕会館)での申告

市・県民税 申告期間 2月16日～3月15日(土・日を除く)
所得 税 申告期間 2月16日～3月 5日(土・日を除く)

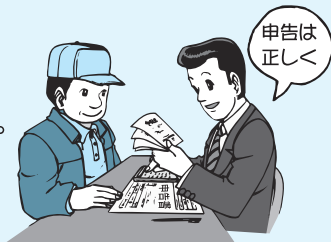
受付時間 午前8時30分～午後3時

生涯学習センターでの所得税の申告は、簡易な申告のみ受け付けます。
次のいずれかに該当する方は、税務署での申告、またはインターネットで電子申告をお願いします。

- 営業・不動産の所得がある方
- 株式等の配当や譲渡がある方(損失の繰越の申告も含む)
- 土地や建物を売られた方

注 意

- ①確定申告書の控えには受付印は押せません。
- ②所得税の申告は3月6日以降は久留米税務署になります。
- ③記入済の申告書は税務署へ直接郵送してください。
- ④申告内容により、相談の順番は前後します。
- ⑤収支内訳書は控えだけでなく、提出分も記入しておいてください。
- ⑥確定申告は市・県民税の申告も兼ねていますので、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。



校区公民館等での申告(市・県民税のみ)

日 程	会 場	午 前(9時～11時30分受付)	午 後(1時～3時30分受付)
2月1日(水)	味坂校区公民館	平方・光行・八坂・赤川	上西・宝城南・下西
2月2日(木)	御原校区公民館	古飯・宝城北・二夕	稲吉・下岩田・二森
2月3日(金)	小郡交流センター (旧老人福祉センター)	寺福童・今朝丸・開1	東福童・西福童・開2
2月6日(月)	くろつち会館	乙隈・佐野古・松崎	花立・今隈・吹上・立石
2月7日(火)		井上・上岩田	干潟・下鶴
2月8日(水)	ふれあい館三国	みくに野団地・古賀	力武・三沢・新島
2月9日(木)		三国が丘1および2・横隈・大保	津古・希みが丘・美鈴が丘・西島

申告とは？

前年(平成23年1月1日～12月31日)のあなたの所得について、申告書を提出することです。申告書は、市県民税や国民健康保険税の課税、所得証明などの発行に必要なものです。

あなたの申告は？

スタート

平成24年1月1日に小郡市に住んでいますか？

いいえ

当該住所地で申告してください

はい

平成23年中(1月1日～12月31日)に全く収入がなく、かつ、同居の誰かに扶養されていましたか？

はい

申告は必要ありません

いいえ

所得税の確定申告に該当しますか？2か所以上から源泉徴収を受けている人、事業を行っている人、住宅借入金等控除を受ける人は、所得税の確定申告が必要です。

はい

所得 税 の 申 告
所得税の確定申告は、久留米税務署で受け付けます。簡単な申告については3月5日(月)まで生涯学習センター(旧七夕会館)研修室でも受け付けます。

はい

基本的に市県民税の申告は必要ありません。
(ただし、給与や公的年金だけの所得者でも、2か所以上から支払いを受けている場合、各種控除を受ける場合は申告が必要です。昨年、市県民税の申告をした人には申告書を郵送します。)

いいえ

平成23年中の所得が給与または公的年金(非課税所得年金、雑年金は除く)のみで、その支払い報告書(源泉徴収票)が、市に提出されていますか？

いいえ

市 県 民 税 の 申 告
市県民税(所得税の申告になる場合も)の申告が必要です。生涯学習センター研修室または校区公民館(4館)、小郡交流センターで申告を受け付けます。

()に該当する人は

申告に必要なもの

1. 所得の計算に必要なもの(平成23年中の収入・事業経費にかかるものに限りです)

給与所得者・年金受給者	源泉徴収票または給与明細書、雇用主による給与支払い明細書等
その他の所得者	収支計算書または現金出納帳、売掛帳等

2. 所得控除の計算に必要なもの(平成23年中に支払ったものに限りです)

雑損控除	消防署や警察署等の証明、損出額および保険などで補てんされた金額の証明書
医療費控除	医療費の領収書および保険などで補てんされた金額のわかるもの (領収書等の金額は事前に合計金額を計算しておいてください)
社会保険料控除	国民健康保険、国民年金、その他社会保険料控除証明書
生命・地震保険料控除	生命保険料や地震保険料および旧長期損害保険料の控除証明書
寄付金控除	都道府県、市町村もしくは特別区が発行する領収書 都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部が発行する領収書

3. 印鑑

問い合わせと提出先

確定申告書 久留米税務署
☎32-4461

市・県民税 申告書 小郡市役所税務課市民税 係
☎72-2111 内線124・125

〒830-0037
久留米市諏訪野町2401-10 久留米税務署 行

〒838-0198
小郡市小郡255-1 小郡市役所税務課市民税係 行